

平成 26 年度

国政に関する要望

平成 25 年 10 月

神奈川県市長会

## 神奈川県市長会役員等名簿

平成 24 年 10 月 25 日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	海老名市長	内野 優	総務部会長
副会長	3	綾瀬市長	笠間城治郎	全国市長会評議員（財政）
		秦野市長	古谷義幸	
		逗子市長	平井竜一	
顧問	－	横浜市長	林 文子	
		川崎市長	阿部孝夫	
		相模原市長	加山俊夫	
相談役	－	茅ヶ崎市長	服部信明	全国市長会理事（経済）
常任理事	若干名	川崎市長	阿部孝夫	全国市長会理事（財政）
		三浦市長	吉田英男	全国市長会評議員（経済）
		小田原市長	加藤憲一	全国市長会評議員（社文）
		厚木市長	小林常良	全国市長会評議員（行政）
		大和市長	大木 哲	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	藤沢市長	鈴木恒夫	行政部会長
		鎌倉市長	松尾 崇	財政部会長
		伊勢原市長	高山松太郎	厚生労働部会長
		南足柄市長	加藤修平	社会文教部会長
		平塚市長	落合克宏	経済部会長
監事	2	座間市長	遠藤三紀夫	
		横須賀市長	吉田雄人	
常務理事	1	事務局長	小野間重雄	

※ 任期は、平成 26 年 3 月 31 日まで

## 要望にあたって

神奈川県内の都市行政の推進につきましては、日頃から特段のご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、地方分権に関わる論議とその具体的な取り組みが、これまで以上のスピードで展開していこうとしている一方、若干景気に明るさが見えてきたものの今年度も税収の増が期待できないなか、県内都市自治体では、生活保護などの扶助費や医療保険等社会保障に係る経費の大きな伸びへの対応をはじめとした喫緊かつ多種多様な課題に対して、引き続きこれまで以上に創意と工夫をもって対処していますが、単独の都市では解決できない課題も少なくありません。

この要望書は、県内各都市で取り組んでいる主要な施策や行政課題を着実に推進・解決していくため、国における平成 26 年度の制度設計や予算編成等に反映させることを目的として、県内各都市から提出された 133 件の要望を取りまとめたものです。

市民一人ひとりが安心して暮らせる明るい社会とするため、県内各都市の実情をご理解いただき、都市行政の充実と発展のため、各要望事項についてより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 25 年 10 月 1 日

神奈川県市長会  
会長 内野 優

## 目 次

### 要望事項

	頁
〈行財政分野〉	
1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について .....	1
〈厚生労働分野〉	
2 社会福祉施策の充実について .....	4
〈社会文教分野〉	
3 教育行政の充実について .....	7
4 基地対策の促進について .....	8
5 生活環境の整備促進について .....	10
〈経済分野〉	
6 都市基盤の整備等について .....	11
<b>東日本大震災関係要望事項</b>	
〈東日本大震災関係〉	
7 東日本大震災への対応について .....	14

## 凡 例

**新規**…今年度新規に要望したもの

**一部新規**…従来の要望を一部改変したもの（アンダーラインのある箇所が改変箇所）

# 要 望 事 項



# 1 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市行財政の充実強化について

真の分権型社会を実現するためには、地方への権限移譲の推進や、地域の実情に即した自主的、自立的な行財政運営ができるよう、国と地方の役割分担に応じた都市税財源の充実強化が必要不可欠である。

しかしながら、昨今の地方自治体を取り巻く地域経済の状況は、世界的な景気後退により危機的状況が依然として続いており、地方自治体は税収が大幅に落ち込む中、地域経済活性化のために引き続き様々な企業支援や雇用確保などの緊急経済対策を講じることが求められている。

一方、福祉、医療などの社会保障関係費が増大する中で、日常生活に欠くことのできない教育、安全などの経費等についての見直しも余儀なくされるなど、財政状況の悪化により住民サービスへの影響が懸念される。

さらに、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いたことは、地方分権の流れに反し、地方の財政自主権を侵すものである。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

## (1) 真の分権型社会の実現のための改革の推進と都市税財源の充実強化について

ア 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応できるよう、真の分権型社会の実現のための改革を着実に推進し、地方分権改革推進委員会の勧告において対象とならなかった事務も含め、国から地方、都道府県から市町村に権限を早期に移譲すること。義務付け・枠付けについては、廃止を基本とした更なる見直しを徹底するとともに、法制化により既に設定されたものの撤廃も含め、「従うべき基準」の設定を行わないこと。

また、国から地方への権限移譲による新たな事務権限に応じた国と地方の税源配分の是正の積極的かつ計画的な推進と、さらなる都市税源の拡充を図ること。**一部新規**

イ 指定都市に関しては、現行制度で国や道府県の事務とされているものも含め、地方が行うべき事務の全てを一元的に担い、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される新たな大都市制度（特別自治市）の早期実現を図ること。

また、第30次地方制度調査会の答申を踏まえ、都道府県との二重行政を解消するため、都道府県から指定都市へ権限・財源を移譲すること。**一部新規**

ウ 国庫補助負担金等については、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金等を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

なお、制度の推進にあたっては、地方分権改革推進会議や国と地方の協議の場等で地方の意見を十分把握すること。**新規**

エ 現在の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

オ 国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査したうえで、地方の主体性が確保されるよう、国が本来担うべきもの以外は地方に移譲するという地方分権の視点を持って、抜本的な改革を確実に実現すること。その際には、事務・権限と税財源を一体的に移譲するとともに、人員の移管について地方と十分協議すること。

#### **一部新規**

カ 国と地方の協議の場については、国と地方が対等な立場で協議を行い、地方自治に影響を及ぼす国の政策に地方の意見を反映させるため、政策の企画・立案の段階から、法に基づく分科会も含め、協議事項について十分に説明するなど、実効性のある協議の運営を行うこと。

また、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者も加えるように見直しを行うこと。**一部新規**

キ 社会保障と税の一体改革に関して、都市の税財源が充実強化されるよう、地方税財政制度の見直しを行うこと。**新規**

### (2) 地方交付税について

ア 平成 25 年度の地方交付税は、臨時的な給与削減措置実施後の国家公務員の給与水準により算定されることとなったが、地方公務員の給与が、住民や議会の意思に基づき各自治体が自主的に決定すべきものであることを踏まえ、ラスパイレス指数を含めた国・地方を通じた中長期の公務員の給与・定数のあり方などを「国と地方の協議の場」で早急に議論したうえで、その結果を平成 26 年度の算定において適切に反映すること。

#### **新規**

イ 現行の交付税算定方法では、都市部特有の事情により行政コストが高まるものについて、財政需要が反映されていないため、交付税算定に適切に反映させる仕組みを構築すること。

また、国の財源不足額を補てんするため、地方が発行する臨時財政対策債制度は平成 26 年度以降廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引上げ等によって対応し、交付税として直接交付されるように見直しを行うこと。

ウ 不交付団体に対する財源措置について、国策として実施する各種事業や移譲事務については、交付税措置ではなく国庫負担金や税源移譲による財源措置を講じること、国庫補助金等の補助率及び交付額については、交付団体と不交付団体の較差を設けないこと及び不交付団体に対する特例債制度を創設すること。

そのため、「地方交付税制度」を中心とした、地方財政制度全般について、抜本的な改革に向けた検討を行うこと。**新規**

エ 「社会保障と税の一体改革」に伴う消費税増税分の地方への適切な配分のため、地方交付税算定にあたっては、地方単独分を含む、新たな地方負担分の社会保障経費を基準財政需要額に算入すること。**新規**

### (3) 消防力強化に向けた国庫補助の拡充について

ア 消防防災施設の整備を促進し、消防力を強化するため、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助について、補助対象及び補助基準額の拡充を図ること。**新規**



イ 消防・救急無線のデジタル化のための整備には高額な整備費用を要し、財政を圧迫することが危惧されることから、地方自治体の責務において整備することとなる活動波について、現行の補助制度を継続、拡大するとともに、補助対象要件の緩和、範囲拡大等の必要な財源措置を講じること。 **新規**

#### (4) マイナンバー制度について

マイナンバー制度の導入にあたっては、地方自治体の負担とならないよう、推進施策及び財政措置を講じるとともに、その経費に関し、地方交付税不交付団体も含め、国が適切かつ十分な財政措置を講じること。 **新規**

#### (5) 公共施設解体経費への地方債の活用及び償還に対する交付税措置について

公共施設及び公用施設解体費用への地方債活用を可能にし、制度の拡充を図ること。また、同地方債の償還に交付税措置を講じること。 **新規**

#### (6) 消費税の増税について

消費税増税への対応として、診療報酬を非課税から課税（ゼロ税率課税）、又は26年度の診療報酬改定時に消費税増税分を加味して改定するよう、制度の見直しを行うこと。 **新規**

## 2 社会福祉施策の充実について

我が国は世界に誇れる国民皆保険制度を採用しており、その結果、世界最高水準の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。しかしながら、少子高齢化の進行は社会経済や社会保障へも影響を及ぼし、地域住民の福祉に対するニーズをますます多様化させている。

こうした中、特に、地域における充実した子育て支援施策や障害者の自立支援及び社会参加の支援など、将来にわたり持続可能な医療施策や福祉対策が強く求められている。

都市自治体は、ぬくもりのある福祉社会の構築と健康を支える保健医療の充実に向けて不断の努力を継続しているものの、近年の経済の低迷や少子高齢化などの影響で厳しい財政運営を強いられている。このため、社会福祉制度の長期的安定を図るには、早期の抜本的見直しが急務である。

また、労働情勢は依然として厳しい状況にあり、有効求人倍率は低調なレベルで推移し、完全失業率も引き続き高い水準にある。今後も厳しい雇用状況は続く想定されるため、県及び市町村が足並みを揃えて、労働施策に取り組める環境を整備する必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 介護保険制度について

ア 介護給付費国庫負担金を法定どおり 25%確保し、調整交付金については別枠で措置するよう、財政的支援を強化するとともに、低所得者対策は、国の責任において統一的に実施すること。 **一部新規**

イ 介護報酬の改定にあたっては、地域の実情に即した制度設計を行うとともに、介護従事者の処遇改善について、国の責任において被保険者の費用負担に十分配慮したうえで、財政負担も視野に入れながら継続して取り組むこと。また、介護従事者の確保・定着及び育成策の一層の推進を図ること。 **新規**

ウ 要支援更新申請の結果、再び要支援に認定された場合の認定有効期間を最長で 2 4 か月まで設定できるよう、制度の見直しを行うこと。 **新規**

### (2) 国民健康保険制度について

ア 国民健康保険の構造的課題を解決するため、医療保険制度を一本化するなどの抜本的改革を早期に実現すること。また、改革が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、一般会計からの繰り入れに対する財政措置、普通調整交付金（医療分）の算定方法の見直し、国庫負担の引き上げ、低所得者に対する財政支援策強化の速やかな実施やシステム改修経費などの財政措置を講じるとともに、広域的な事業の一元化を推進すること。 **一部新規**

イ 特定健康診査等の費用において、補助基準単価と契約単価の乖離が生じた場合は、保険者の負担が大きくなることから、基準単価については実情に見合った額を設定すること。また、転居や就職等に伴い、加入する医療保険が変更となった場合であっても、対象者全員が特定健康診査等を受けられるようにすること。

### (3) 少子化対策について

ア 放課後児童健全育成事業に係る補助金について、指導員の雇用安定を図るための補助基準の項目創設と財政措置を講じること。

また、障害児加算について、複数児童の受け入れに対応するための財政措置を講じること。

イ 子育て支援のため、国策として小児医療費助成制度を創設すること。【

ウ 子ども手当から児童手当への制度改正にあたり、国と地方の負担割合が見直されたが、事務経費が全額市町村負担となっているなど、市町村にとっては、依然として重い負担であることから、全額国庫負担とすること。【一部新規】

エ 「子ども・子育て関連3法」に基づく取り組みの実施にあたり、「子ども・子育て包括交付金(仮称)」については、地方自治体が地域の実情に応じた保育サービス等の提供ができるよう、用途を弾力化することを担保する交付金とし、施設整備や地方単独保育施設への財政支援を充実すること。また、利用者、事業者、地方自治体が新たな制度への移行が円滑にできるよう、十分かつ適切な準備期間を確保し、あわせて事務的経費等についても必要な財源措置を講じること。【一部新規】

オ 「子ども・子育て関連3法」に基づく新制度移行までの間、安心こども基金の継続、もしくはそれに代わる財源措置について早期に示すとともに、市独自の基準による地方単独保育施設や公立保育所の施設整備についても補助対象とすること。【一部新規】

カ 安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、妊婦健康診査に対する恒久的な国庫補助制度を創設すること。

### (4) 障害者福祉施策について

ア 地域生活支援事業費補助金については、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の財政負担となるよう、適正な補助率による交付を行うこと。【新規】

イ 重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、国策として身体・知的・精神障害者の重度障害者医療費助成制度を創設すること。

### (5) 地域保健医療対策の充実について

ア 産科、小児科及び救急医療に携わる医師及び看護師の不足を解消するため、臨床研修医制度の見直し、女性を含めた医師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職支援など、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

イ すべての定期予防接種に係る経費は交付税対象とせず、全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように、新たに適正な措置を講じること。【一部新規】

ウ 様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助など、総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

【新規】

エ 不妊症・不育症に対する相談体制の充実を図ること。また、助成制度については、不妊症・不育症ともに全国統一的な公費負担制度とすること。【新規】

**(6) 生活保護制度について**

生活保護費負担金は、全額国庫負担とすること。さらに、雇用労働施策や年金制度など社会保障制度全般の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。また、本来生活保護法の適用対象とならない外国人については、全額国庫負担とすること。

**(7) 雇用創出関連事業の推進について**

地域若者サポートステーションの運営について、委託期間を複数年度に改めること。

また、事業の実施においては、ジョブトレーニングなどの「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置に係る所要経費を、全額国庫負担とするよう措置を講じること。

**(8) 市民後見推進事業の継続及び拡充について**

市民後見人の養成等、市町村における体制整備を推進していくため、市民後見推進事業の継続及び予算の拡充を図ること。

### 3 教育行政の充実について

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められている。

こうした中においても、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものである。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり等多くの教育課題の解決に向け努力しているところであるが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠である。

また、子どもたちが安全で、安心して快適な学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の整備も急務となっている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

#### (1) 学校教育施策の充実について

ア 公立学校施設の老朽化対策等を計画的に推進するため、危険建物に該当しない校舎等も含めた建て替えに対する新たな国庫補助制度を創設すること。また、老朽化に伴う施設改修に対する国庫補助事業の拡充を図ること。**一部新規**

イ 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、学籍異動を伴わずに院内学級に入級できるシステムを構築すること。

ウ いじめが社会問題化し、暴力行為等を含む非行問題が低年齢化するなど、子どもたちを取り巻く問題が多様化・複雑化しており、それらの課題にきめ細やかに対応するため、さらなる教職員定数の改善を図ること。**新規**

エ 学校におけるICT環境の維持向上を図るため、老朽化に伴う機器交換等を支援する恒久的な国庫補助制度を創設すること。**新規**

#### (2) 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について

教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費（準要保護援助費）について、国庫補助対象とすること。

#### (3) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費について、都市自治体に超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、補助割合の上限どおりの額を交付すること。

#### (4) 不登校等学校不適応対策について

特別な配慮を要する児童生徒に応じた指導の充実を図るため、適応指導に係る専任教諭及び臨床心理士を配置すること。**新規**

## 4 基地対策の促進について

神奈川県内には14箇所約20.8㎢に及ぶ米軍基地があり、その多くが人口密集地に位置している。基地が存在することで、周辺住民は長年にわたり、航空機騒音や度重なる部品落下、墜落事故などの不安に悩まされているとともに、生活環境の保全や都市基盤整備においても著しい障害となり、日常生活やまちづくりに大きな影響を受けている。このため、住民は安全と福祉、良好な生活環境を確保するために、基地の早期返還を切実に願っている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 基地の返還等について

ア 市民の長年にわたる負担を解消するため、米軍基地の整理、縮小、返還を図るとともに、市民生活の利便性向上や計画的なまちづくりを進めるうえで緊急に必要な箇所については、早期に返還を実現すること。

イ 厚木基地における空母艦載機の移駐を1日でも早い実現に向けて最大限努力するとともに、移駐後の厚木基地の運用面等について、速やかに明らかにすること。また、厚木飛行場周辺の航空機の騒音軽減措置の抜本的改正を着実に実施し、基地周辺住民の生活環境の保全に努めること。】

ウ 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、現在まで選定されていないことから、これまでの取組状況を明らかにするとともに、当該施設の早期選定を実施すること。

エ 池子住宅地区及び海軍補助施設の一部土地約40haについて、平成22年9月に日米合同委員会において合意された共同使用の早期実現に向け、支援を行うとともに、これに伴い、市が新たに負担する経費について、補助対象とすること。【一部新規】

### (2) 基地騒音対策について

ア 日米両政府間において了解事項とされているとおり、厚木基地の夜間連続離着陸訓練（NL P）及びNL P同様の激しい騒音を伴う訓練については、硫黄島訓練施設で実施し、騒音の解消に努めるとともに、NL P同様に事前に情報を提供すること。

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

ウ 市民は今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増大が予測されることから、騒音軽減策を積極的に講じること。

### (3) 基地交付金に係る予算の増額について

基地交付金の対象資産額に対する固定資産税相当額の交付が可能となるよう、予算のさらなる増額に努めること。

(4) 基地周辺対策経費に係る予算の増額について

基地周辺対策経費について、基地周辺地域の実情に適合した生活環境等の整備の積極的な推進を図るため、所要額の確保に努めるとともに、予算のさらなる増額を図り、各自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能となる施策とすること。

(5) 基地周辺住民及び自治体への支援について

ア 長年にわたり基地の負担を担ってきた住民及び自治体に対しても、基地再編の円滑な実施に向けた法整備で新たな負担が増加する自治体を対象とした支援策と同様の措置を講じること。

イ 長年にわたり航空機騒音に悩まされてきた住民の負担を軽減するため、住宅防音工事について建築年次に関わらず区域内のすべての住宅を助成対象とし、速やかに工事を実施すること。また、住宅防音工事及びNHK放送受信料について対象区域の拡充を図るとともに、維持管理費及び受信料の全額を助成すること。 **新規**

(6) 原子力艦の事故による原子力災害対策の強化について

原子力艦による原子力災害事故発生の際に迅速かつ的確な対応を確保するため、原子力艦の極めて些細なトラブルについても日本政府に連絡することを米国政府との間で確実なものとし、関係自治体への連絡体制を強化すること。 **新規**

## 5 生活環境の整備促進について

地域社会における快適な生活環境づくりを推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社会をめざした総合的な廃棄物政策を推進することが重要である。

また、地球温暖化が深刻化しつつある現在、環境と経済がともに向上・発展する仕組みを作るためには、人々が二酸化炭素の排出削減により一層取り組める環境の整備が必要である。

そのほか、太陽光発電をはじめとする新たなエネルギーは、温暖化対策として有効であるばかりでなく、災害時の非常用エネルギーとしての役割も期待されている。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 新たなエネルギー政策の推進等について

公共施設「屋根貸し」による太陽光発電事業で発電した電力を、非常時に自家消費できるよう制度の見直しを行うこと。**新規**

### (2) 特定家庭用機器再商品化法の改正等について

循環型社会の構築及び不法投棄未然防止を図るうえで、リサイクル料金の前払い制、指定品目の追加等を行うための特定家庭用機器再商品化法の改正と、家電四品目の処理費用の協力金制度を創設すること。**新規**

### (3) 廃棄物処理対策について

循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、循環型社会形成推進交付金交付要綱に定める交付率による、交付金額の予算額を確保すること。**新規**



## 6 都市基盤の整備等について

都市自治体は、個性と活力にあふれ、豊かさを実感できる地域社会の実現に努力しているが、少子高齢化への対応や経済の活性化を図るため、都市基盤の整備を一層進めていく必要がある。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) まちづくり等の推進について

ア 中心市街地の整備を促進するため、都市開発資金の都市機能更新用地取得に関する貸付制度の緩和及び事業費の拡充を図ること。 **一部新規**

イ 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。

また、平成25年度までとなっている狭あい道路整備等促進事業について、事業期間の継続を図ること。

ウ 都市基盤施設や公共施設など社会資本の老朽化等に伴う再整備事業に対して、起債充当率の充実など地方債制度を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金の対象となっていない施設についても、それぞれの目的に応じた支援制度を創設すること。

**新規**

エ PFI手法を活用した公共施設等の整備については、計画どおりに国庫補助が交付されない場合、VFMや年度ごとの返済額に大きな影響を与えることから、PFI手法を活用した事業については優先的に財政支援を行うこと。 **新規**

### (2) 都市緑地の保全について

ア 古都の歴史的風土保存のため、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、引き続き積極的な対応を図ること。

また、地域制緑地の適正な維持管理に対する支援制度を創設するとともに、地域主権改革における、緑地保全に係る市への事務事業の移譲に伴う支援体制を確立すること。

イ 特別緑地保全地区内の土地の買入れ等における国庫補助率を拡充すること。 **新規**

### (3) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における国庫補助採択要件の引き下げと、それに伴う財源を確保すること。

### (4) 河川等治水事業の推進について

大雨や地震等の災害発生時における河川の増水・津波の遡上から、流域住民の生命、財産を守り、安全で住み良い生活環境を確保するため、整備の遅れている相模川左岸の築堤整備を早期に実現すること。

また、津波が遡上した際、相模川及び小出川に不法係留されているプレジャーボートが被害拡大の要因となる恐れがあるため、早急に対策を講じること。

## (5) 港湾・海岸の整備促進について

- ア 相模湾沿岸の侵食対策において、早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じること。
- イ 国際コンテナ物流への競争力強化に対する施策の充実と財政措置の拡充を図ること。
- ウ 港湾物流機能強化に資する臨海部と背後圏を連絡する臨港交通施設の整備を促進すること。**一部新規**
- エ 港湾施設の老朽化に対応した維持管理に必要な財政措置及び施設の延命化に係る事業の拡充を図ること。
- オ 災害時における国を含めた港間連携協働体制を早期に確立すること。
- カ 水上オートバイによる死亡・傷害事故が多発していることから、利用に関する法体制を整備し厳正な対応をするとともに、法令及びルール周知徹底を図ること。
- キ 横浜港をはじめとする京浜港の国際競争力強化に向け、先進的な港湾施設の着実な整備を推進するとともに、港湾利用コストの低減や国内輸送ネットワークの充実化、公共インフラを管理・運営する港湾運営主体の競争力強化、港湾施設の長寿命化・機能更新などの取り組みを推進すること。**新規**
- ク 県が実施している茅ヶ崎海岸における海岸侵食対策事業を推進するため、技術的支援及び更なる財政措置の充実を図ること。**新規**

## (6) 道路の整備促進について

- ア 慢性的な交通渋滞の解消や災害時における道路網の確保、沿線住民の住環境の向上を図るため、国道 357 号（都市計画決定区間）、さがみ縦貫道路、横浜湘南道路、高速横浜環状南線及び厚木秦野道路について早期に整備するとともに、国道 357 号の南下延伸ルート<sup>（注）</sup>の早期具体化を図ること。整備にあたっては、安定した財源を確保し、環境等にも配慮すること。  
また、県が事業主体である三浦縦貫道路Ⅱ期区間、さらに横浜市内で事業中である高速横浜環状北線、高速横浜環状北西線の早期整備及び相模鉄道本線連続立体交差事業の安定的財源確保について、積極的に支援すること。**一部新規**
- イ 国道 1 号及び国道 134 号の慢性的な交通渋滞解消を図り、良好な交通環境を確保するため、残る新湘南国道Ⅱ期事業の早期整備を実施すること。
- ウ 横浜横須賀道路の横須賀パーキングエリア周辺におけるスマートインターチェンジ整備については、神奈川県、国土交通省関東地方整備局、東日本高速道路株式会社による土地利用、産業政策、交通動態等の地域計画についての広域的な検討など、設置に向けての一連の手続きを推進し、早期整備を図ること。

## (7) 運輸・交通施策について

- ア 地域経済活性化などのため、横浜横須賀道路や三浦縦貫道路をはじめとする三浦半島地区の有料道路の通行料金を値下げすること。
- イ 河川の渡河橋に生じているボトルネックを解消し、スムーズな地域間交流を確保するため、既存の高速道路を地域住民の負担無く生活道路として利用できるよう、渡河に限定された区間について高速道路通行料金を減額すること。

ウ 新湘南国道については、平成 22 年 6 月から平成 23 年 6 月末まで実施された無料化社会実験の結果を踏まえ、料金体系の見直しを行うとともに、交通量の増加に伴い発生する騒音対策を講じること。**一部新規**

エ 車幅が 2 m 未満の車両を用いて行う一般乗合旅客運送事業に係る車両の基準を新たに設け、地域公共交通会議等の協議結果を反映できるようにすること。また、狹隘道路を運行でき、常時 10 人～15 人程度の定員を確保しつつ、バリアフリーに対応した乗合事業用車両の仕様を国産車についても標準化すること。**一部新規**

オ 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線）について、引き続き積極的に事業を推進すること。**新規**

カ 運輸政策審議会答申第 18 号を踏まえた鉄道ネットワーク計画の策定や整備制度の改善に対して、積極的に支援を行うこと。**新規**

キ 鎌倉の貴重な歴史的遺産を未来後世へ守り伝えていくため、国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復元を目指し、また、踏切による交通渋滞の解消に向け、J R 横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国、神奈川県、鉄道事業者等関係機関等と協議・検討を行う体制を構築すること。**新規**

#### (8) 農業振興の推進について

農振農用地区域として認められる土地利用について、都市農業における農業経営の多様化という地域性にも配慮し、地産地消を促進する農産物直売施設や、農作業体験施設、また、地域農業の振興と関係の深い農業教育施設や農業技術研究施設、農家の家計を支えるための施設なども対象とするよう基準を緩和すること。

#### (9) 公契約に関する法律の整備について

公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件を確保するため、国は公契約に関する法律整備を速やかに講じること。



# 東日本大震災関係要望事項



## 7 東日本大震災への対応について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広範な地域に甚大なる被害をもたらした。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散は、各地の市民生活に深刻な影響を与えている。

こうした中、実態として被災した地域が速やかに復興を図りつつ、今後いつ、どこで発生するか分からない大地震、津波に対応することは、各都市において喫緊の課題である。

よって、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じるよう、強く要望する。

### (1) 地震防災対策のための補助制度について

ア 地方自治体は、東日本大震災と同程度の地震発生を想定した幅広い内容の震災対策が必要であるが、その対策には膨大な費用が伴うため、津波避難タワーの設置等による津波一時避難場所の確保、一時避難場所の避難階段や手すりの整備、帰宅困難者への防災備蓄品整備等も含めた多岐にわたる防災対策に対応した補助制度を創設すること。 **一部新規**

イ 地方公共団体が災害対策基本法に基づき整備する市町村防災行政用無線について、無線設備規則の改正に伴い新スプリアス規格に変更するための予算措置を講じること。

また、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除とすること。 **新規**

ウ 大規模災害時には、ガソリンや軽油などの燃料不足が懸念されるが、燃料不足による災害対策活動への影響が、生ずることのないよう安定的な燃料供給体制の構築のため、自治体が設置する危険物施設（貯蔵所、取扱所）に対する補助制度を創設すること。 **新規**

### (2) 防災計画・体制について

ア 臨海部における液状化対策への取り組み方針を国が責任を持って示すこと。

イ 相模トラフ沿いの地震想定に基づく津波浸水予測図を早急に示すとともに、津波浸水予測に基づく被害想定を早急に各地方自治体に示すよう都道府県に対する指導を行うこと。 **一部新規**

ウ 東日本大震災後の津波浸水想定の見直しに対応するため、地域住民に対し迅速かつ正確な情報伝達手段の拡充や、避難のための施設・避難路等の整備に対し、支援体制を確立すること。

エ 津波監視体制を強化し、地域住民や観光客に対して迅速かつ正確な情報発信を行うため、切迫性の高い東海地震、神奈川県西部地震、三浦半島断層群地震などに備えて、東京湾、相模湾沖にGPS波浪計を早期に設置すること。 **一部新規**

オ 地域防災計画に基づく災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄の増強を図るための費用について、支援制度を創設すること。

### (3) 被災者生活再建支援制度の拡充について

被災者生活再建支援制度について、世帯要件の緩和及び付帯施設等への適用対象の拡充を図ること。

#### (4) 食の安全における放射能対策について

福島第一原子力発電所事故の放射能の影響が懸念される中、日常生活における食の安全確保は必要不可欠なものであることから、国の責任において食の安全対策を講じること。**新規**

#### (5) 放射性物質による局所的な汚染箇所の除染対策について

ア 放射性物質汚染対処特措法における指定対象外地域においても、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による、局所的な汚染箇所の除染基準と役割を明示すること。

また、国民に対し、基準及び処分方法等の安全性について、周知徹底を図るとともに、除染対策に要する費用の全額を国において負担すること。**一部新規**

イ 都市自治体が行う放射線対策に要する全ての費用については、国の責任において、迅速かつ適正な賠償が行われるよう東京電力を強く指導するなど、必要な措置を早急に講じること。**新規**

#### (6) 放射性物質が含まれた汚泥等への対策について

ア 放射性物質（放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の低濃度の場合も含む）を含んだ下水汚泥焼却灰や一般廃棄物の焼却灰、並びに側溝や集水マス、小中学校の屋上等に溜まった土砂等の堆積物について、国が具体的な処分方法を明示し、最終処分場の確保をするなど、適切に処分できるよう早急に措置を講じること。併せて、国が示した基準や基準に基づく処分等の安全性について、国民への十分な周知を図ること。

さらに、上記の他、各自治体が地域の実情に応じて独自に施した安全対策に係る費用については、上下水道に係るものを除き、平成23年度末までに要した経費は特別交付税により一部は措置がなされたところであるが、今後も速やかな補てんが行われるよう措置を講じること。また、今後、これらの経費について、特別交付税によらず、発生源者である東京電力に対して賠償請求していくこととした場合には、地方自治体から東京電力に対する賠償請求が円滑に行えるよう、法的整備を視野に入れた積極的な対応・働きかけを行うこと。**一部新規**

イ 下水処理において発生する汚泥や焼却灰について、産学官の連携を十分に活用し有効な除染技術を至急、研究し、確立すること。なお、下水処理場で、当該除染技術の実証実験や本実施をする際には、併せて財政的な支援を行うこと。**新規**

#### (7) 旧耐震基準住宅の耐震化に係る国庫補助金の拡充について

旧耐震基準住宅の耐震化を推進するため、改修工事に係る費用に対する国庫補助金の拡充を図ること。

#### (8) 公共基準点の改定に伴う支援制度の創設について

東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について、新たな国の支援制度を創設すること。



(9) 緊急輸送路等の整備について

大規模地震発生時に道路の機能を確保するため、緊急輸送路の整備及び各施設の耐震化を推進するための交付金を確保すること。**新規**

(10) 公共施設の老朽化対策の推進について

老朽化対策を計画的に推進するため、交付金を確保すること。また、防災・安全交付金等の制度を自由度が高く、活用しやすい制度に見直しを行うこと。**新規**